

# 福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託提案競技募集要項

## 1 件名

福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託

## 2 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（特段の事情がない限り、委託期間は平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約の締結は年度ごとに実施する。）

## 3 総事業費

上限額 4, 233, 600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託内容

別紙 1「福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託仕様書」のとおり

## 5 事業目的

本事業は、福岡市立こども病院及び福岡市民病院において診療材料、薬品費及び検査手数料（以下「診療材料等」という。）の経費削減に取り組むことにより、安定した病院経営を図る。

## 6 業務内容

- (1) マスター整備業務
- (2) 費用項目の分析業務
- (3) コスト削減に向けた活動支援
- (4) 情報の提供
- (5) その他

## 7 参加資格

次の各号に掲げる資格を有するものでなければ、この提案競技に参加することはできない。

- (1) 地方独立行政法人福岡市立病院機構契約規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に該当する者でないこと。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 九州、沖縄地区内にて 200 床以上の規模を有する病院において、本業務と同種の又は類似する業務実績が平成 26 年 4 月 1 日以降で 10 病院以上あり、うち平成 28 年度も受託している病院が 3 病院以上あること。（物品販売業務や物品管理業務等の一部業

務としての契約は除く。)

なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、福岡市競争入札参加停止措置要領別表第1, 第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※ 複数の団体により構成されるグループ（共同事業体）で応募することはできません。

## 8 スケジュール

- (1) 募集開始 2月1日(水)
- (2) 参加申込書受付締切 2月13日(月)
- (3) 質問書受付締切 2月13日(月)
- (4) 質問書回答日 2月16日(木)
- (5) 企画提案書等提出締切 2月23日(木)
- (6) プレゼンテーション等実施日(予定) 3月1日(水)
- (7) 契約締結(予定) 3月上旬

## 9 参加申込書の提出

本提案競技への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込を行うこと。

※ 参加申込書の提出がない場合は、質問書及び提案書を受理することができない。

- (1) 提出書類
  - ① 参加申込書(様式1)
  - ② 事業者概要(様式2)
  - ③ 業務実績(様式3)
  - ④ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書(発行後3か月以内のもの) ※原本。
  - ⑤ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※原本。
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 平成29年2月13日(月) 17時まで(必着)  
(土・日・祝日を除く、平日の9時から17時まで)  
※ 提出期限を過ぎた場合は、参加申込書を受理することができない。
- (4) 提出方法 郵送等  
※ 郵送等については、郵便局による一般書留又は簡易書留郵便が付された通常郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付された信書便その他の引き受け配達記録が残る信書便(例:「書留」「簡易書留」「民間事業者の書留サービスを含む信書便」等)により行うものとする。
- (5) 提出先  
〒813-0017  
福岡市東区香椎照葉五丁目1番1号

地方独立行政法人福岡市立病院機構運営本部法人運営課(福岡市立こども病院2階)

※ 封筒に「材料費削減提案競技 参加申込書在中」と明記すること。

## 10 参加の辞退

参加申込書を提出後, 企画提案書の提出までに参加を辞退する事業者は下記 12(3)の企画提案書提出期限までに参加辞退届(様式4)を提出すること。

## 11 質問書の提出

本提案競技にかかる質問がある場合は, 次のとおり質問書を提出すること。

※ 参加申込書の提出のない者は, 質問書を提出することができない。

### (1) 提出書類

質問書(様式5)

### (2) 提出期限 平成29年2月13日(月)17時まで

### (3) 提出方法 電子メール(質問書を送った旨を併せて電話連絡すること。)

### (4) 提出先

地方独立行政法人福岡市立病院機構運営本部法人運営課

E-mail: fcho.honbu@fcho.jp

## 12 企画提案書の提出

参加申込者は, 本件要項及び別紙1「福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託仕様書」に基づき, 企画提案書等を以下のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書提出書(様式6)

② 企画提案書(A4版若しくはA3版とする。正本については, 商号又は名称, 代表者職氏名の記載及び代表社印を押印すること。副本については, 提案者が判別できるような表現, ロゴ等の記載は一切しないこと。)

#### ③ 委託見積書(様式7)

### (2) 提出部数 正本1部, 副本10部(委託見積書は1部)

### (3) 提出期限 平成29年2月23日(木)17時まで(必着)

### (4) 提出方法 郵送等

※ 郵送等については, 郵便局による一般書留又は簡易書留郵便が付された通常郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付された信書便その他の引き受け配達記録が残る信書便(例:「書留」「簡易書留」「民間事業者の書留サービスを含む信書便」等)により行うものとする。

### (5) 提出先

上記9(5)のとおり

※ 封筒に「材料費削減提案競技 企画提案書在中」と明記すること。

### (6) 作成方法

別紙2「福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託にかかる提案書作成要領」のとおり。

### (7) その他

- ① 提出された提案書は公表することがある。
- ② 提出された提案書は返却しない。
- ③ 提出された提案書の変更・取消は認めない。
- ④ 提出された提案書は、本提案競技の事業者選定以外に無断で使用することはない。
- ⑤ 提出された提案書の内容等について、確認する場合があるため、提出書類一式の控えを保管しておくこと。

### 13 審査方法

本法人が定める審査基準に基づき提案者からの提案内容を審査し、最優秀提案者を選定する。

なお、最優秀提案者決定後、最優秀提案者が無効事由に該当する等の理由により選定又は契約を行わなくなった場合は、次点の者を最優秀候補者として選定する。

また、必要に応じ、別途資料の提出など提案内容の説明を求める場合がある。

#### (1) 実施日

平成 29 年 3 月 1 日（水） ※ 時間等詳細は別途連絡する。

#### (2) 場所

福岡市東区香椎照葉五丁目 1 番 1 号 福岡市立こども病院 講堂

#### (3) 説明者

各提案者 3 名以内

#### (4) 実施方法

各提案者によるプレゼンテーション 30 分、質疑 25 分（予定）

提出した企画提案書のみを使用することとし、追加資料の提出は認めない。

プレゼンテーションで使用する機材等は、全て提案者が持参すること。

※ 電源、机、椅子、スクリーン、プロジェクタを除く。

提案の際には事業者名が判明しないよう留意すること。

#### (5) 審査基準

審査の評価項目、評価の着目点は、別紙 3「福岡市立病院機構材料費等削減支援業務委託審査項目表」による。

なお、提案者が 1 者の場合でも審査を実施するが、審査の結果、審査委員の平均評価点が 50 点未満（100 点満点）の場合は選定しないものとする。

### 14 選定結果の通知

審査結果については、提案者全員に通知する。

なお、結果についての問い合わせは受け付けないものとする。

また、審査の内容や結果についての異議は認められないものとする。

### 15 契約の締結

最優秀提案者との契約に向けた協議を行うが、最優秀提案者との協議が不調となった場合は、審査において次順位の提案者と順番に協議を行うこととし、協議が整った事業者と契約を締結する。

## 16 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて応募書類等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重要な誤脱があった場合
- (4) 審査の公平を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

## 17 その他

- (1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案の応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (3) 契約に際し、企画提案の内容の一部について、双方協議のうえ、修正できるものとする。
- (4) 提出書類は、福岡市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (5) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与することは禁止する。
- (6) 本業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

## 18 問い合わせ先

〒813-0017

福岡市東区香椎照葉五丁目 1 番 1 号（福岡市立こども病院2階）

地方独立行政法人福岡市立病院機構運営本部法人運営課

担 当：山本， 讚井

電 話：092-692-3425

F A X：092-682-7300

E-mail：fcho.honbu@fcho.jp